

施設維持管理、展示設備管理等

1 施設維持管理

建築基準法に基づく点検業務の方法については、「建築物点検マニュアル」に従って行ってください。
既存館における現状の業務委託による施設維持管理業務の内容と回数は以下のとおりです。

委託業務内容		回数
清掃	日常定期清掃	年121回
	全床面ワックス剥離塗布・ トイレ清掃・ガラス清掃	年1回
浄化槽維持管理	浄化槽保守点検	年24回
	汚泥抜取(清掃)	年1回
浄化槽法第11条検査		年1回
機械警備業務		年間
エレベータ保守点検業務 (年次点検含む)		年12回
エレベータ法定検査 (第12条検査)		年1回
自家用電気工作物 保安全管理業務	月次点検	年6回
	年次点検	年1回
自動ドア保守点検業務		年3回
放流水水質検査業務		年2回
消防設備保守点検業務		年2回
飲料水貯水槽清掃管理業務		年1回
建築設備点検 (3年毎特殊建築点検含む)		年1回

2 展示設備管理

展示物については随時スタッフが目視による点検、装置の動作確認、清掃を行い、修理が必要な場合は県と協議の上、迅速に対応する。

また、下記コーナーについては定期的な点検、消耗品の交換等の保守管理が必要となる。

区分	コーナー	保守管理内容
ジオラマ	3F リニアジオラマ	・ジオラマ維持管理員の常駐 ・車両保守、部品交換 ・ジオラマ造形の補修
映像音響機器	1F 大型映像 3F シアター 等、全ての映像音響機器	・機器定期点検(年2回) ・消耗品類の交換
メカ装置	2F ミニリニア乗車体験 2F 超電導リニアの仕組み 3F 山梨断面リニア模型	・装置定期点検(年2回)
照明器具	全ての展示照明機器	・ランプ交換
液体窒素	2F 体験ラボ 3F 超電導サーキット	・液体窒素の定期購入